

# 那賀町 支援制度 令和6年度 ver.

## 住居に関すること

### ① 那賀町 空き家改修費等補助金

移住者（及び所有者）の空き家改修に要する経費、家財道具の処分運搬に対し、補助金を交付  
補助対象経費の2分の1（上限100万円）、  
家財道具の処分運搬及び清掃等経費の2分の1（上限14万円）  
※空き家バンク登録の物件であることが必須条件

### ② 那賀町 空き家対策総合支援改修等事業費補助金

那賀町空き家バンクに登録した空き家等の所有者又は利用者で、  
空き家の売買及び賃貸借に伴う改修等に要する経費を補助  
※改修等の工事と同時に耐震性の向上を図る補強工事を実施  
※公共又は地域活性化のために使用する目的で、10年以上使用する見込みであること  
※町内の建設事業者に発注

< ①～②に関するお問い合わせは…みらいデジタル課（0884-62-1184）まで >

### ③ 木づかいあんしん住宅支援事業

町産材を使って町内に木造住宅を建てられる施主に、1棟あたり最高140万円を助成。  
（木材利用量1立方メートルあたり5万円）  
※家屋の床面積 新築住宅で80平方メートル（約24坪）以上  
※増改築においては、木材利用量が0.5立方メートル以上  
※町産材を80%以上使用  
※町内の建築業者等に発注  
※町内の製材所等に製材品を発注

< ③に関するお問い合わせは…林業振興課（0884-62-1175）まで >

## 移住に関すること

### ① おためし住宅

那賀町へ移住を検討している方が、実際に那賀町での生活を体験することができる施設を整備

- ・平野シェアハウス（休園した幼稚園舎を改修したシェアハウス）
- ・木沢移住支援施設（家族で移住体験ができる一棟建ての施設（单身・家族用あり））
- ・桜谷シェアハウス（寮を改修したシェアハウス）

### ② 引越費用補助金

町外から転入及び町内で転居する世帯に対し、引越業者へ支払う費用の2分の1（上限2万円）を補助  
※町外から転入及び町内で転居する世帯  
（同一敷地内、隣接地又は隣接地と認められる土地間での異動を除く。）  
※補助金の交付申請後に引越及び住民票を異動すること。  
※住所を移した日から5年以上町内に居住すること

< ①～②に関するお問い合わせは…みらいデジタル課（0884-62-1184）まで >

### ③結婚新生活支援事業(New)

新婚世帯に対し、住居費及び引越費用を最大60万円補助

< ③に関するお問い合わせは…すこやか子育て課（0884-62-1150）まで >